徳島県告示第四百六十九号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

二週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年七月十七日から

令和四年七月十七日

徳島県知事

**県知事 飯 泉 嘉 門** 

## 道路の種類 県道

1	2	番 整 号 理
鳴 門 池 田		路線名
番 一 地 生 は に 一 七 七 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	暦一地先まで 番一地先まで	区間
新	旧	の 新別 旧
一五・四~四八・三	七・九~一三・六	(メートル)敷 地 の 幅 員
一 八四 九	一 八四・九	(メートル) 長